

# 長野県における農業環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制 定 令和5年3月28日

一部改正 令和5年6月27日

## (趣旨)

第1条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減活動実施計画（以下「実施計画」という。）または特定環境負荷低減活動実施計画（以下「特定実施計画」という。）のうち、農業に関する認定については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）および環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県、全県77市町村。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領において必要な事項を定める。

## (申請者の資格)

第2条 実施計画及び特定実施計画の認定の対象となる農業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）（以下「農業者等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 環境負荷低減事業活動については基本計画を作成した市町村の区域において、特定環境負荷低減事業活動については基本計画第2の3の特定区域において活動を行おうとする農業者等であること。
- (2) 基本計画第2の2環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項、または、基本計画第2の3特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項を行おうとする農業者等であること。
- (3) 環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね5割以上を占める農業者等であること。

## (実施計画等の申請)

第3条 実施計画の認定を申請する農業者等（以下「申請者」という。）は、環境負荷低減事業活動を行う場合は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（様式第1号）、特定環境負荷低減事業活動を行う場合は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（様式第2号）（以下、「実施計画」という。）を作成し、（特定）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（様式第3号）を付して、活動を実施しようとする。

る農地が所在する市町村を管轄する地域振興局長に提出するものとする。

- 2 団体が実施計画書等を提出する場合は、当該団体の事務局が所在する市町村を所轄する地域振興局長へ提出するものとする。

(実施計画等の認定)

第4条 地域振興局長は、提出のあった実施計画書等の内容がガイドライン第4の3の(1)に定める事項に適合しており、かつ、別途定める対象事業活動に照らして、適切なものであると認められるときは、実施計画書等を認定し、環境負荷低減事業活動実施計画認定書(様式第4号)または特定環境負荷低減事業活動実施計画認定書(様式第5号)を申請者に交付する。

- 2 地域振興局長は、前項の実施計画書等の認定において、次に該当する場合は、あらかじめ当該関係機関・団体へ協議等を行うものとする。

(1) 農林水産大臣への協議

法第19条第6項、法第21条第6項第1号、同項第3号又は同条第12項の規定により農林水産大臣へ協議する場合、様式第6号または様式第7号、もしくは様式第8号により、知事を経由の上、農林水産省関東農政局に協議するものとする。

(2) 指定市町村の長への協議

法第21条第6項第2号の規定により指定市町村の長へ協議する場合、様式第9号により協議するものとし、指定市町村は、様式第10号により回答するものとする。

(3) 農業委員会等への意見聴取

法第21条第13項の規定により農業委員会へ意見を聴く場合、様式第11号により、当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会に照会するものとし、農業委員会は、様式第12号により回答するものとする。

(4) 関係市町村長への意見聴取関係市町村長への意見聴取

法第21条第17項の規定により関係市町村長へ意見を聴く場合、様式第13号により、関係市町村長全てに照会するものとし、関係市町村長は、様式第14号により回答するものとする。

- 3 地域振興局長は、提出のあった実施計画書等を認定しない場合は、認定をしない理由を明らかにした上で、不認定通知書(様式第15号)により、申請者に対してその旨を通知する。

- 4 地域振興局長は、実施計画等を認定したときは、環境負荷低減事業活動認定者登録表(様式第16号)を作成し、農政部長へ報告する。

- 5 地域振興局長は、実施計画等の認定結果について、関係する市町村長、農業協同組合長等に対し、様式第17号により通知する。

- 6 地域振興局長は、法第21条第6項第1号または3号に掲げる事項が記載された特定実施計画の認定を行った場合は、法第21条19項に基づき、その認定結果を、知事を経由の上、農林水産省関東農政局長へ様式第18号により通知する。

- 7 地域振興局長は、認定した実施計画等に、法第23条の規定による農業改良資金融通法

(昭和 31 年法律第 102 号) の規定の適用又は法第 26 条の規定による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 112 号) の規定の適用による資金の貸付が含まれる場合、申請者に日本政策金融公庫と相談するよう助言する。

(実施計画等の実施期間)

第 5 条 実施計画等の実施期間は、認定書の交付日から 5 年間とする。

(実施計画等の変更)

第 6 条 実施計画等の認定を受けた農業者等 (以下、「認定農業者」という) は、法第 20 条第 1 項又は法第 22 条第 1 項の規定により実施計画等の変更を行おうとする場合は、(特定) 環境負荷低減事業活動の変更に係る認定申請書 (様式第 19 号) 及び変更前の (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況報告書 (様式第 20 号) を作成し、認定を受けなければならない。

2 実施計画等の変更認定に係る手続きは、第 4 条に準ずる。ただし、準用する第 4 条第 2 項の (4) にあつては、変更により関係市町村長が追加される場合のみ、当該関係市町村長の意見を聴取するものとする。

3 認定農業者は、法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定により実施計画等の軽微な変更があつた場合、様式第 21 号により、遅滞なく第 3 条に準じ、地域振興局長に届け出るものとする。

(実施計画等の取り消し)

第 7 条 地域振興局長は、認定農業者が認定計画に従つて環境負荷低減事業活動を行っていないと認められる場合には、法第 20 条第 3 項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

2 地域振興局長は、実施計画等の認定を取り消したときは、その理由を明らかにした上で、当該農業者へ通知するとともに、第 4 条第 2 項により協議等を行った関係機関・団体にその旨を通知する。

3 地域振興局長は、前 2 項により実施計画等の認定を取り消したときは、農政部長へ報告する。

(報告徴収)

第 8 条 地域振興局長は、認定農業者に対し、必要に応じて (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 (様式第 20 号) により報告を求めることができる。

(認定書の再交付)

第 9 条 認定農業者は、認定書を滅失し、又は汚損したときは、認定書の再交付を申請することができる。

2 認定書の再交付を受ける場合は、(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定書再

交付申請書（様式第 22 号）（以下「再交付申請書」という。）を地域振興局長に提出する。

3 地域振興局長は、再交付申請書の提出があった場合、当該認定農業者を認定し認定書を交付した日付により、認定証を再交付する。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年度の認定から適用する。